

委員会提出議案の手続等について（案）

地方自治法第109条第6項の規定に基づき委員会が政策条例議案を提出する場合、委員会の責任と判断により行われるものであるが、それに伴う手続、調整等を円滑かつ効率的に進めるため、委員会提出議案の手続等については、次のとおりとする。

項 目	内 容
1 事前協議	(1) 事前協議は、正副委員長及び会派代表者で行い、必要に応じ、条例所管局が同席する。 (2) 議会局は、情報収集、資料作成、及び関係区局との調整等を行う。
2 会派説明	(1) 委員会は、原案（修正案を含む。）がまとまった段階で当該委員会に所属しない会派等に対し情報提供・説明を行い、合意形成に努める。
3 市民意見募集	(1) 委員会は、市民意見募集を行う場合、十分な協議・準備期間を想定し、実施方法等の原案を策定する。 (2) 議会局は、市民意見募集実施案に基づき手続等を行い、その結果を集計する。 (3) 委員会は、市民意見募集の結果に基づき必要に応じて、原案の修正等を行う。
4 議案提出	(1) 委員会は、いつでも議案を提出することができるが、第2回定例会においては役員改選が行われる関係上、現委員提出による議案は初日に上程されるよう努める。 (2) 委員会は、現委員での議案提出が困難な場合、役員改選後の委員会に引き継ぐことができる。
5 本会議審査	(1) 議案の取扱は運営委員会の決定に基づく。 (2) 議案質疑を実施する場合、答弁は当該委員会を代表して行い、その答弁者は正副委員長の協議により複数の者が行うことも可能とする。

（平成25年 月 日 運営委員会決定）